

社会福祉法人同仁会旅費規程新旧対象表(案)

現 行	改 正 後
<p style="text-align: center;">社会福祉法人同仁会旅費規程</p> <p>第7条</p> <p>7 前項の規定にかかわらず、会議等において宿泊施設が指定されているなど当該宿泊施設を利用することに合理的な理由がある場合は、現に要する宿泊料を支給することができる。</p> <p>8～9</p> <p>10 旅行命令権者は、<u>社会福祉法人同仁会定款施行細則</u>（以下「<u>定款細則</u>」という。）第18条第1項に規定する役員等の旅行に職員が随行する場合は、同条第2項の規定を適用することができる。</p>	<p style="text-align: center;">社会福祉法人同仁会旅費規程</p> <p>第7条</p> <p>7 児童の入院付添又は施設等の行事により宿泊するときは、前項に規定する乙地方の宿泊料を支給する。</p> <p>8 <u>第6項</u>の規定にかかわらず、会議等において宿泊施設が指定されているなど当該宿泊施設を利用することに合理的な理由がある場合は、現に要する宿泊料を支給することができる。</p> <p>9～10</p> <p>11 旅行命令権者は、<u>社会福祉法人同仁会役員等報酬規則</u>（以下「<u>報酬規則</u>」という。）第5条第1項に規定する役員等の旅行に職員が随行する場合は、同条第2項の規定を適用することができる。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この規程は、平成30年4月1日から適用する。</p> <p>2 この規程の改正前に改正後の第7条第7項の規定を適用している場合は、改正後の規定の適用があったものとみなす。</p>